

職員の任免状況

(令和7年6月1日現在)

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	1697.5 人
障害者の数	44.5 人
実雇用率	2.62%
法定雇用率達成のために採用しなければならない障害者数	2.5 人

(注)「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた職員数です。

(注)「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントしています。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員については 1 人分、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしています。

(注)西東京市は法第 42 条の規定による特例認定を受けているため、西東京市教育委員会に勤務する職員を合算して通報しています。

(注)障害者の種類や程度の区分ごとの人数等については、特定の職員が障害者であることや障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表とします。